

『北海道凶荒災害誌』に相互扶助を学ぶ：救済対象としての学童の発見と支援を考えながら

著者	田中 利宗, 佐藤 昭洋
雑誌名	道北福祉
号	5
ページ	1-31
発行年	2014-03-31
出版者	道北福祉研究会
書誌レコードID	AA12556099
論文ID (NAID)	40020068164
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00001628/



『北海道凶荒災害誌』に相互扶助を学ぶ

－ 救済対象としての学童の発見と支援を考えながら －

田中 利宗
佐藤 昭洋

はじめに

2011（平成 23）年 3 月 11 日金曜日午後、日本は自然災害と人為的災害の両面をあわせもつとされる東日本大震災に遭遇した。マスコミは、迫り来る津波と火災、家屋の倒壊と流出、原子力発電所の損壊とその影響、人命の尊さと儚さを日本、そして世界に伝えた。

あの日から 3 年。解決しなければならない課題は今も山積している。

しかし、大震災への人々の関心は、テレビ等の報道の減少に従うかのように低下しつつある。

この「震災被害の風化への憂い」が『北海道凶荒災害誌』に学ぶ大きな動機である。

ところで、東日本大震災復興のための基本法である「東日本大震災復興基本法」（平成 23 年）は、「この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め（後略）」とした。

基本理念には、「新たな地域社会の構築」「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべき」「被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力すること」などがあげられた。そして「安全な地域づくりを進めるための施策」「被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策」「地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策」を復興のための施策として掲げた。

さらに「国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする」と規定した。

過去の公的政策のなかで「相互扶助と連帯の精神」が高唱されたひとつに北海道における凶作救済対策があった。

三吉明は、『北海道社会事業史研究』で「北海道の開拓計画は、常にこれらの災害との戦いのなかにおかれ、時代が進むにつれて国庫の負担から、国民の義捐に頼り、皇室からの慈恵に期待するところが多かった」（169－171 頁）と結んだ。この分析も凶荒と救済を取り上げる動機になった。

加えて、学生にとって「凶荒・凶作」「欠食児童」「北海道開拓」という言葉が死語になりつつある、という実感も『北海道凶荒災害誌』を再読する理由にある。その実感の一例をあげたい。

「東北地方を対象にした北海道開拓文化の源流をさぐる特別展も、今回の宮城県『海を渡った武士団－旧仙台藩士の北海道開拓－』をもって第 5 回を迎えます。（中略）北海道の開拓文化は、それぞれの出身地から携えてきた生活文化が、環境の異なる新天地の厳しい条件のなかで、あるものは根強く継承され、また一部は消滅し、あるいは変容をくりかえしながら、いつしか北海道に適した新しい生活様式と生産活動を形成したものといえるでしょう。（後略）」（北海道開拓記念

館『第35回特別展 北海道開拓文化の源流をさぐる』(北海道開拓記念館『第37回特別展 北海道開拓文化の源流をさぐる』)(注1)

社会福祉の講義のなかで、「北海道と東北の生活と文化」「北海道と移民と出稼ぎ」を話題に加え学生に提示しても、東北を出身とする者を含め、ほとんどの学生は関心を示さない。

考えてみれば、平成生まれの若者にとって遠き明治・大正・昭和の時代、それも北海道の人々の「生活と文化」「相互扶助と連帯の絆の原点」を持ち出し、今ある現実生活の中で再考してみようと訴える試み自体が非科学的で、かつ、明らかな時代錯誤なのかもしれない。

同時に、インターネット上に若者が書き込む「北海道民に質問です。北海道開拓の話は禁句なんですか。」に内包される、北海道の歴史問題への関与を避けたいという意識が、無意識にせよ学生の根底に潜んでいるのかもしれないとも疑う。

さて、『北海道凶荒災害誌』は、学んだ者に次のようなことを教える。

まず、郷里を同じくする者が新たな生活の場を求め共に鋤と鎌で北の自然林を切り開いたこと。凶作等を誘引として津軽海峡を渡った人々が再び北海道で冷害等に会うこと。気候変動による自然災害に翻弄されながらも、北海道に適する作物の改良、生活環境改善に努力したこと。

北海道独自ともいえる救済関連法の活用と新たな規則制定への足取り。水害等による伝染病の蔓延予防対策への公私の協力。災害のおりごとに国内外から支援金品が寄せられたこと。そして、救済支援組織の中に存在した救済者への自業自得論が活字化されることも教える。

また、凶作等を主因とした生活困窮農家の児童の欠食、休学、子女の身売りの顕在化が貧富の格差の存在を明確化させたこと。同時に人々の目にふれた児童問題は、児童を家族の一員として救済する方法と共に、ひとりの学童、ひとりの子女として救済・支援することの不可欠性を教育・社会事業関係者に認識させたこと。そしてこの「教育を受けるべき」「ひとりの学童として」という新たな視点にもとづく救済は、生命維持のための最低限必要とする食料・被服等の支給というそれまでの救済範囲を超える支援のはじまりでもあったことを教える。

さらに、時間の経過とともに深刻化する農民・漁民の窮乏生活は、直接的契機としての凶作・不漁等の影響に、北海道における商品経済の進展から生み出される社会・経済問題と世界恐慌の影響を加え、また、そこに中小企業の倒産による労働者の失業問題を巻き込みながら、一層、貧困原因を重層化・複雑化することになった。そして、歩む方向には「暗い谷間」があったことを教える。

ところで東日本大震災に関しては、今後も多角的な視点や分野からの解明が行われることになるであろう。もし、その解明結果の中に、『北海道凶荒災害誌』との間に共通する救済・支援の方法、経過、構造、意識を見出すことができるとするならば、それはいつの時代の日本社会に存在する、救済・支援の基盤として位置づけることができるであろう。

すなわち、『北海道凶荒災害誌』が記述する救済方法や経過を概観し、教えを受けるということは、今後に予測される災害の際に生じるであろうそれぞれの問題状況への備えともいえる。

『北海道凶荒災害誌』は、以上の事実を教えると同時に、明治・大正を通して開墾、変動を経て成立する生産地としての開拓農村とその生産物の集荷・販売(消費)を機能のひとつとして整備、発展する、いわば北海道特有ともいえる官制による市街地設置計画と推進へと関心を誘う。

関心の広がりには、現在の名寄のみならず、道北地域、北海道の課題としてあげられる高齢化と農村集落、市街地と空き店舗問題などを検討するための原点資料として蘇ることになる。(注2)

考察を進めるにあたって、文中に当時の用語、表現があることをお許しいただきたいと願う。

1 北海道開拓(開道)と移民

「本道ノ開發ハ遠ク七百年前ニ其ノ曙光ヲ見タリト雖開拓ノ功程ハ別ニ見ルヘキモノナク(中略)明治二年開拓使ヲ置キテヨリ本道開拓ノ基礎創メテ立チ」(『北海道概況 昭和2年』1頁)とされ、一般的に「北海道開拓」は、1869(明治2)年以降を示すとされ、1968(昭和43)年9月には、明治2年に基点をおく「北海道百年祝典」が開催されている。(注3)

一方、「北海道開拓百年とよく言われる。しかし本当に百年の歴史しかないのであろうか。果してそうではない。北見の白滝や置戸遺蹟では約一万六千年前のものと推定できる黒曜石の道具が発掘されている。(中略)主に道南の海岸地域では、多くが二百年、三百年あるいは四百年という時代をさかのぼって、その地の歴史としている。それも、先住民のアイヌの歴史ではない。和人の移住の歴史である。この和人の移住こそ我々が現在北海道開拓と言っていることそのものである。だから、先住民であるアイヌ人からみれば、開拓ですらないことも明らかである。」(穴田義孝『もう一つの開拓』1980.4-5頁)との論定もある。

さて、『開拓使事業報告 附録 布令類聚 上編』「地理 管轄 公達 二年九月」は、「一 北海道ハ皇國ノ北門最要衝ノ地ナリ今般開拓被仰出候ニ付テハ深ク皇旨ヲ奉體シ牟撫育ノ道ヲ盡シ教化ヲ廣メ風俗ヲ敦スヘキ事」(185頁)として北海道の役割を掲げる。

「勸農 移民 開拓使」の頁には、「二年十一月達西部漁場持宛 各場所出稼ノ者共漸々申論シ成丈場所へ家族引連永住致ノ義許可候條名前書差出ヘシ」「三年閏十月達浦河詰宛 浦河郡移住民五十戸ト決議移住總費用凡積金壹萬七千百九十五兩ノ内今度金壹萬五千兩相渡萬事簡易ヲ主トシ航海ハ外國風帆船雇切敷或ハ蒸汽便船ニテモ輕便ノ方ニ取扱ヘシ」「十一月二十日布達移民農具下渡方」(589頁)との移民対策が記録される。

1870(明治3)年12月には、「今般移民規則別紙ノ通相定候條萬一規則ニ背キ産業ヲ怠ル輩ハ其品ニヨリ嚴科申付」の布達が別紙とともに記載されている。(510-511頁)

(別紙) 移民規則

- 一 農業ヲ以自産相立候儀專一ニ可致但時節ニヨリ漁業ヲモ可相營事
- 一 五家ヲ一組ト可致但組内ハ一家同様ニ致シ吉凶相俱ニシ互ニ怠情ヲ戒メ一人過アラハ組中ノ可爲度事
- 一 二十五家ニ一長ヲ可置但村長ハ諸觸諸法度等其組合へ申聞セ且不精ノ者ヲ糺シ惡事ヲ察シ處置可致事
- 一 村長ノ上ニ總取締一人ヲ可置但取締役ハ身ヲ以衆人ニ先チ法度ヲ守リ開拓ノ實効相立候陽様注意專一ノ事
- 一 來未年ヨリ三ヶ年一人前一日玄米七合五勺一ヶ月金二分ツタ被下候事

「五家ヲ一組」とは、「五人組制度」を基本に置くものであろう。この推察は、1941(昭和16)年2月15日付旭川新聞掲載の「名寄町曙區の道會議会太田鐵太郎氏宅の書庫から寶歴十年辰月制定なる『五人組御仕置帳』が発見された。」(『五人組御仕置之條々』)からも裏づけられる。この太田の『五人組御仕置之條々』発刊の背景には、昭和16年1月の大政翼賛会北海道支部結成などがあつた。『五人組御仕置之條々』には惣代人太田、門叶兩名が連記する「正本 団体規約書」が添付され、北海道移住を学ぶ者には貴重な史料である。

なお太田が保存した五人組御仕置帳は、山形県の『莊内二郡五人組控帳』を底本とする。

さて、1874(明治7)年7月4日、移民規則は改正され各府県に布達されることになる。

第一條 他ノ管内ヨリ自力移住ノ者寄留ヲ除クノ外假屋作料トシテ毎戸金十圓宛
給與ノ事

第二條 移住ノ初年毎戸左ノ農具給與ノ事

鋤三挺大一 小二 鎌二挺柴刈 草刈 山刀一挺
鋸一挺 鐮一挺 鑿一枚 砥一箇

但右修補等ハ自辨ノ事

第三條 種物料トシテ金壹圓五拾錢宛初年限給與本人ノ望ニ由リ現品交付適宜タル
ヘキ事

第四條 入籍ヨリ一家手限ヲ以テ三ヶ年間ニ開墾シタル土地ハ地價上納ニ不及
但毎歳檢地ノ上地券相渡シ私有地トシ其年ヨリ七年間除租ノ事

開拓使より給与される物品は、移民規則に規定される他に各支庁により多少ちがいがあつた。1872(明治5)年1月の浦河支庁による自移農民への給与では、鍋二、釜一、手桶一、畳四、布団(15歳以上三布一枚四布一枚、14歳より4歳まで四布一枚、三歳以下は支給しない)などが加えられている。

給与される金品は固定化されたものではなく、また、金品の増減の推移と開拓の状況と結果は、移住者の増加と停滞に影響を与えたとされる。

たとえば、「北海道來住者往住者」(『明治三十四年八月 殖民広報 第三號』25-27頁)には次のような記述がある。

開拓使以來本道移住者の景況を見るに開拓使の初期は其移民の保護甚た厚かしりしを以て來住するもの多く明治四年、五年、六年は頗る盛況を呈せしも七年移住農民給與規則を更正し保護の度を減したると従來の移民失敗せるもの多きとによりて爾後來住者減少せり然れとも開拓史の末期に至りては間々移民の成功するものありて本道の産業に適すること漸く一般の知る所となり再び來住者を増せしに明治十五年廢使置縣によりて一時頓挫し十七年より復來住者を増せり明治十九年北海道廳となり移民に對する政策を一變したると世運の進歩とにより二十二年頃より著しく來住者を増し三十年、三十一年に至りて最も盛況を顯はせり然るに三十一年九月未曾有の水災にて、石狩、十勝の諸原野を始め各地其の慘害を被りたる等のことあり之に反して當時府縣は一般に豊作にて頗る盛況なりしを以て翌三十二年は大に來住者を減したり而して其後復漸く來住者を増加するの傾向ありて今日に至れり、來住者に對する移住者の數は甚た少なくして明治二十五年以後の平均によれば僅に來住者の一割六分に過ぎず(中略 表略)

明治二十五年以後各年の來住者を其職業によりて區別すれば左の如くにして農民最も多く漁民之に次ぎ商民之に次ぐ而して比較的農民の來住は漸次増加し漁民の來住は漸次減少するの傾あり其他の職業者は年によりて多少あり(表略)。

「北海道來住者往住者の推移」は、内地の凶作などの翌年には農民の北海道來住者往來者數が増加することを明示する。(注4)

ところで、近代の積極的な北海道開拓は、1986（明治19）年の北海道庁設置による保護政策のもとで推進、展開される。その初期の開拓労働者は士族移民、会社・組合移民、屯田兵、囚人であり、そして一般農業移民者へと推移する。（注5）

『大正15年7月調 北海道移住者戸口表 北海道庁拓殖部』は、「一本表ハ北海道移住者割引證ヲ携帯シ本道に移住シタル者ニ就キ調査シタルモノトス 一 明治三十三年以前ハ調査資料乏シキ爲メ此処ニ記載セス」としながら、たとえば明治34年の「累年着地別戸口」による移住人口は、「石狩5,182、胆振998、十勝2,707、天塩918、全道10,523」、支庁別区分になる大正6年には、「石狩837、胆振1,960、河西5,200、上川7,640、全道38,449」（『大正15年7月調 北海道移住者戸口表 北海道庁拓殖部』3-4頁）を示す。

大正11年の移住人口は9万人を超え、開拓地が北海道全体、特に現在でいう道東、道北に進展する。この移住民の増加と開拓地の拡大は、そのまま災害による被害者と被害地を増大させることを意味した。

2 『北海道凶荒災害誌』の構成

『北海道凶荒災害誌』は、「序」2頁、「目次」17頁、「水害及凶作地の写真」16頁、「水害地略図」等8図、本文1731頁、「付録」5頁で構成される。

「付録」は、「明治維新以前に於ける凶作及水害年表」に30件、北海道開拓が積極的に推進・進展される「明治維新以後に於ける凶作及水害年表」として開拓使設置の1869（明治2）年から1935（昭和10年）の66年間の36件の被害事例を載せる。

年表は、凶作・水害・冷害が、数年ごとの反復ではなく、3~4年連続で発生していることを明らかにする。

「第一編 叙説」は、「第一章 明治維新前の凶荒と水害」「第一節 松前に於ける飢饉の原因」「第二節 舊記による飢饉」「第三節 飢饉と移民の増加」「第四節 蝦夷地場所に於ける備米」「第五節 飢饉の際の食物」「第六節 舊記に依る洪水」、「第二章 明治維新以後の凶荒と水害」「第一節 明治十七年の凶作」「第二節 明治三十一年の洪水」「第三節 明治三十四年同三十七の水害」「第四節 明治三十五年の凶作及水害」「第五節 大正二年の凶作及水害」「第六節 大正十一年十二年の水害」「第七節 準備米制度及備考基本金に就いて」を58頁で論述している。

「第二編 昭和六年の凶作」「第三編 昭和七年の水害凶作」「第四編 昭和九年の凶作」「第五編 昭和十年の冷害風水害及凶作」の記述には1673頁があてられている。

まず、前述の『殖民広報』で取り上げられた「明治31年の洪水」の状況を概観する。

3 1898（明治31）年の洪水

（1）被害の状況

明治三十一年は春季以来屢々降雨あり、既に春夏二回の出水の爲石狩地方の如き困難を極めた農家が尠なくなかなかつた。九月六日に至り又々全道に互る豪雨ありて寸時も止むことなく、翌七日には強風をさへ加へて暴威を逞しうするに至つた。當時札幌測候所の観測に依れば六日午前十時二十分より八日午前八時四十分に至る降雨の總量は百五十七耗にて即ち一坪に付二石八斗七升六合の大量に達したものである。別表雨量對照表は明治九年

同測候所開設以來降雨多量の年につき對照を試みたるものなるが、同年の如きは既往に於て曾て見ない所である。此の豪雨に依つて全道各地の大小河川は概ね九月六日の夜半より七日午前にかけて急激に水量を増し、忽ち漲溢し激勢を以て道路鐵道を破壊し橋梁を墜落し堤塘を毀ち樹木を抜き電柱を倒し、奔湍怒號殆んど難を避くるの遑なからしめた。水勢の幾分緩かなる處に在りては僅かに身を以て免るを得たけれ共、其の急激な所に在つては母子相抱いて奔流に溺れ老幼互に呼んで渦中に没し甚しきに至つては家屋と流亡を共にし一家全滅するものさえあつて悲惨實に言ふに忍びざるものがあつた。

此の災厄に依り死するもの無慮二百四十六人、家屋の浸水實に二万四千餘戸、同流失潰倒三千五百餘戸、美田良圃の一朝にして磧礫と化し泥砂に埋められたるもの亦尠くない。其の浸水反別實に五万六千町歩に達し、農作物の如きは短くして一晝夜、長きは旬日に互り浸水し、流失若くは腐敗の結果何等の收穫なく、新來の移民及數年来不作の餘弊に囚難しつゝあつた農民は此の災害に遭遇し歸るに家なく食ふう食なく殆ど無告の民ならんとしたのである。(中略)

而して大洪水の區域は十國四十三郡一區にして町村數三百五十町村、面積大凡二万餘方に達し、就中、悽慘を極めたる石狩、夕張、十勝の各河畔即ち拓殖上最も有望の沃土にして多年辛勞の結果漸く田圃と化したるものなるに一朝此の禍害に遭遇したるは眞に同情に堪へざる所である。(『北海道凶荒災害誌』12-13頁)

(2) 被害に対する救助・救済

惨害の最も甚しかりし石狩川流域にありては江別村に出張所を設け、石狩川運漕會社汽船及磯舟を借受け巡查を附し日々米味噌を上流各地に送りて救助し、砂川以南は九月十四日迄に救助の手續略々行届きたるを以て江別根據出張所を砂川に移し汽車便にて救助米を送り更に瀧川、妹背牛の二ヶ所に派出所を置き砂川以北の救助に努めたのであるが同地方は鐵道破壊の爲米味噌廻送の途なく旭川附近を除く外は數日間絶食したといふ。若し尚數日間交通杜絶したならば不幸餓死するものもありたりしならんに幸ひ退水も比較的早く米鹽の廻送も迅速なりし爲被害者は何れも蘇生の思を爲した。

十三日杉田長官は關係支廳長に對し「今回の大災に就ては當局官廳に於て救済の途を盡すは當然なりと雖も、救済規則に一定の制限ありて一時の焦眉に應ずるに過ぎざるを以て、小作に於ける地主の如きは此の際最も能く救済の策を講じ以て其の堵に安んぜしめざるべからず」と内牒し、又十五日告諭を發して浸水後の衛生について注意する所があつた。

當時道廳には不時に充てる費用無かりし上突如として此の災變に遭遇したるものなるを以て、急を救ふの途は唯國庫より緊急支出を仰ぐのみ、且つ拓殖の機運漸く熟し來りたる際不幸此の災厄に逢ひたるもので萬一救済の方法宜しきを得なかつたならば移民は忽ち離散し、再び挽回し得ざるに至るべきは瞭かである。依つて杉田長官は同月十五日急遽上京し、政府に事情を陳述し種々接衝する處あり、其の結果明治三十一年度國庫剩餘金より救済費として四十四萬五千餘圓の支出を見、應急の救護は滞りなく進められたのである。而して焚出米及給助米として購入せるは三千八百七石九斗四升八合にして此の金額は六萬八千七百六十八圓六十一錢二厘を要した。(『北海道凶荒災害誌』16頁)

一方、「罹災者に対する賑恤規則による救済は、焚出米及救助米を以て一時の救助が行われ、また、家屋、農具、牛馬を流失し又は家産耕作物を失いつくし、食糧や農作物の種子を得ることができない者には更に同規則に依り其の代金を貸与した。」

賑恤規則による救済は以下を内容とした。

- 一、小屋掛料は一戸五圓以内とする。
- 二、農具料は必需品十種三十九點を標準として貸與する。
- 三、耕牛馬は生計上缺くべからざる特別の事情あるものに限り一頭の代價を貸與する。
- 四、扶助料は年齢十三年以上六十年以下は一日白米三合其の他は二合の割合を以て各支廳管内平均相場に依り貸與すること、其の貸與日数は三十二年六月三十日迄とし生計の情況に依って其の期限を査定する。
- 五、種穀料は家族三人以下は一町五反歩、六人以下は二町五反歩、七人以上は三町歩に對する種子代を貸與すること、而して其の代價は前號の例に準ずるものとした。尚、貸與金返納期限は小屋掛料、農具料と其の他を合せ貸與するものには二十ヶ年賦以内、小屋掛料、農具料、を除き貸與するものには十五ヶ年賦以内、小屋掛料、種穀料を貸與するものは五ヶ年賦以内と定めた。

右に對し三十一、三十二兩年度に於て罹災者に貸與處分濟の金額は六十七萬六千七百四十七圓五十錢、此の人員は三萬八千七十一人であつた。

	小屋掛料	農具料	扶食料	種物料	耕馬代	計
人員(人)	4,380	4,380	16,068	15,437	153	38,071
金額(円)	26,623	26,623	475,888.5	157,294	6,875.5	676,747.5

以上の貸與金に對しては明治三十八年度に至り、國庫は未収額六十四萬圓を北海道地方費に交付したるを以て爾後之が回収金は特別會計罹災救助基金に編入し極力回収に努めたるも、今以て二十九萬九千餘圓の未納額を存しつゝある。」(『北海道凶荒災害誌』18頁)

(3) 救済法規としての北海道並樺太州賑恤規則

北海道並樺太州賑恤規則についてはすでに「救貧制度一考 一北海道並樺太州賑恤規則と函館一」と題し考察を試みている。ここでは、その概要と明治9年改正の規則を再掲する。

1873(明治6)年、北海道と樺太を対象範囲として公布された「北海道並樺太州賑恤規則」の前書は、「窮民ノ儀ハ其管轄ニ於テ平常心ヲ用ヒ官ノ救助ヲ不仰シテ生計相立候様誘導可致ハ勿論ニ候得共鰥寡孤獨癡疾等目下飢寒ニ相迫候者ハ事実難差置候ニ付精細取調別紙規則之通賑恤可致尤有名無実之取計無之様厚ク注意可有之事」であつた。

翌、1874(明治7)年公布の恤救規則の前書は、「濟貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出此旨相達候事」である。

北海道並樺太州賑恤規則に「人民相互ノ情誼」という表現が存在しないのは、地縁・血縁に立脚しがたい移住・開拓の地北海道であるがゆえであろう。

北海道並樺太州賑恤規則を『開拓使事業報告附録布令類聚下編』、恤救規則を福富善壽編『社會事業法規便覧』から引用し、併記する。

北海道並樺太州賑恤規則

窮民ノ儀ハ其管轄ニ於テ平常心ヲ用ヒ官ノ救助ヲ不仰シテ生計相立候様誘導可致ハ勿論ニ候得共鰥寡孤独癡疾等目下飢寒ニ相迫候者ハ事實難差置候ニ付精細取調別紙規則之通賑恤可致尤有名無実之取計無之様厚ク注意可有之事

- 一 獨身ノ者癡疾ニテ産業ヲ營ム能ハサル者並満七十年以上ノ者ハ一ヶ年現米一石八斗ツ、終身給與ノ事
- 一 獨身ノ者病氣中男ハ一日米三合
麦ハ六合雜穀ハ九合女ハ二合麦ハ四合雜穀ハ六合ツ、給與ノ事以下雜穀ヲ以給與スルハ此例ニ準ス但病氣ト雖トモ輕症ニテ營業ニ差支ナキ者ハ此限ニ非ス
- 一 獨身ニ非スト雖トモ余ノ家人満七十年以上満十三以下ニテ自身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ男ハ一日米三合女ハ二合宛給與ノ事
- 一 挙家満七十歳以上ノ者ハ各一ヶ年現米一石八斗ツ、給與ノ事
- 一 孤兒ハ富家或ハ乳母アル家ニ養育致サセ満十三歳限一日米二合宛給與
但他人ノ養子ニ相成候テモ満期中ハ可相渡ヘシ且函館育兒會社ニ於テ引受候儀宜次第ノ事
- 一 水火等之災難罹リ目下饑寒ニ迫ル者ハ日數十五日間男ハ一日米三合女ハ二合ツ、給與但満六十年以上満十三年以下ノ男一日米二合宛給與ノ事
- 一 賑恤ヲ受居候者死亡ノ節ハ埋葬料トシテ金一圓給與ノ事

恤救規則

濟貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出此旨相達候事

- 一 極貧ノ者獨身ニテ癡疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ヶ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身癡疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ヶ年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ヶ年米七斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

北海道並樺太州賑恤規則は、公布された 1873(明治 6)年 6 月に「当使管内賑恤規則先般相伺御添刪ノ通施行可致旨御指令相成候処、其内第三條獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人老幼ニテ自身病ニ罹リ窮迫云々ノ件、満七十歳以上満十三歳以下ニテ自身云々ト御刪正相成候、然ルニ餘ノ家人右年限ニ非サルモ婦女老幼ノミニテ事實産業ヲ營ヲ得ス、且遠境移住ノ身ニテ親戚旧故ノ資ニ頼ル能ハス目下飢餓ニ迫リ其儘差置カタキ者有之、實地施行ノ際差支候儀モ少カラサルニ付、右第三条別紙ノ通更正仕度、此段奉伺候也」を経て 8 月に「一 獨身ニ非スト雖餘ノ家人婦女老幼ノミニテ自身病ニ罹リ窮迫ノ者男ハ一日米三合女ハ二合宛給與ノ事」に改正される。

さらに 1876(明治 9)年 7 月には、「管内賑恤規則更正ノ義伺 当使管内窮民賑恤規則ノ義明治六年五月中別紙ノ通制可ヲ経施行致来候処、明治八年第百二十二号府縣へ御達相成候窮民一時救助規定ニ拠リ別紙ノ通更正致度、此段相伺候也」をもって同年 9 月 23 日に以下のように改正された。

本使管内窮民賑恤規則別紙ノ通更正相成候條為心得此旨相達候事但是迄各地窮民へ前成規ニ照シ救助致來候分更正規則ニ牴觸給シ難キ者速ニ停止其旨可届出事

(別紙) 賑恤規則

第一條 獨身癱疾ニテ産業ヲ營ム能ハサル者竝獨身ニシテ七十年以上及ヒ舉家七十年以上ノ者ハ一人ニ付一ヶ年現米一石八斗給與ノ事

第二條 獨身ノ者重病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサルトキハ病氣中男ハ一日米三合麦ハ六合雜穀ハ九合 女ハ二合麦ハ四合雜穀ハ六合 ツ、給與ノ事以下雜穀ヲ以テ給與スルハ此例ニ准ス

第三條 獨身ニ非スト雖餘ノ家人七十年以上十三以下ニテ自身重病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者男ハ一日米三合女ハ二合ツ、給與ノ事

第四條 孤兒ハ富家或ハ乳母アル家ニ養育致サセ十三歳限一日米二合ツ、給與ノ事
但他人ノ養子ニ相成候テモ養家貧困ニシテ養育行届カサル者ハ本条ノ通給與スヘシ函館育兒會社ニ於テ引受ノ分ハ此限ニ非ス

第五條 賑恤ヲ受居ル者死亡ノ節ハ埋葬料トシテ金一圓給與ノ事

以上諸件ハ本支廳限成規ニ據テ處分シ翌年ニ至リ前年分ヲ取束ネ長官へ具申スヘシ

第六條 流行病ニ罹リ目下饑餓ニ迫ル者ハ第二條ノ例ニ據テ給與スヘキ事

第七條 水火風震等ノ難ニ逢目下饑寒ニ迫ル者ハ日數十五日間男ハ一日米三合六十年以上十三年以下ハ女ノ割合ヲ以テ給ス女ハ二合ツ、給與ノ事

第八條 前條ノ難ニ逢小屋掛ヲ營ム能ハサル者ハ其災害ノ景況ニ因リ一戸金五圓及至三圓ツ、五ヶ年賦返納ノ積ヲ以貸渡スヘキ事

第九條 前條ノ場合ニ於テ農具差支ノ者へハ鋤鎌等ノ類其土地相當ノ價取調一戸十圓以内ノ金額五ヶ年賦返納ヲ以貸渡スヘキ事

第十條 連村連市一時暴災ニ罹リ目下窮困ニ迫ル者十五日以内ハ焚出米ヲ給與シ其災害ノ景況ニ因リ假ニ小屋掛ヲ營ミ一時ノ急ヲ救フハ適宜タルヘキ事假令ハ洪水ニテ數村一面水湛へ家屋流亡シ人畜死傷スルノ類

以上諸件ハ先本支廳限處分シ速ニ其事情ヲ長官へ具申スヘシ

第十一條 天災地變ニテ家産蕩盡ノ節夫食種物貸渡ノ事

第十二條 非常ノ災變ニテ牛馬斃レ耕作差支ノ節代價貸渡ノ事

以上二件ハ其時々長官ヘ具状シ許可ヲ經施行スヘシ

(『開拓使事業報告附録 布令類聚下編』341-346頁)

「明治十六年八月札幌縣乙第二百二十七號達獨身、老幼、癡疾、疾病ニ罹ル窮民賑恤取扱順序」「明治十七年二月根室縣乙第三十一號達開拓使管内窮民賑恤取扱順序」「明治十七年十二月函館縣乙第六十五號達開拓使管内窮民賑恤取扱順序」は、中央政府からの賑恤規則の厳格な適用指令であり、それにより規則による救済と範囲は限定された。

しかし、救護法の施行日（1932〈昭和7〉年1月1日）まで北海道の凶作等による窮民救済の重要な一端を担ったことは明らかである。(注6)

(4) 恩賜金、罹災者救恤会の募金活動と学生による救助活動

1898（明治31）9月27日、「殊に道民は郷里を離れて北海道に移住し、非常の災害に罹りたるものなるを以て一層憫然に思召され」により下賜された恩賜金5,000円は、死者258人、負傷者39人、流失家屋被害者に配分された。(『北海道凶荒災害誌』16頁)

この災害での募金活動による義捐金の配布状況、義捐品の状況は不詳とされているが、道庁は各支庁長に義捐金品の募集を依頼するとともに地方有志、寺院等が協力し各地に洪水罹災者救恤会を組織して募金活動を展開し、その総額は43,913円56.8厘に達したとされる。(『北海道凶荒災害誌』19頁)

一方、数隻の舟を利用した札幌農学校学生による被災地への食料の運搬や激流のなかでの多数の罹災者救助が行われたとの記述がある。(『北海道凶荒災害誌』19頁)

北海道では、宗教関係者や札幌農学校の学生による札幌遠友夜学校（明治27年創設）や貧民街としての士部落での救済・支援活動が知られているが、それと同様に学生によるこの罹災者救助活動も語り継がれるべきである。

4 1913（大正2）年の凶作

1898（明治31）年の洪水被害の後も明治34、35、37年、そして、大正2年には凶作と水害が北海道を襲う。また、全道規模の災害のほかに局地的被害も存在した。

一例として、現在、上北北部と称される地域の1901（明治34）年の動物被害例を挙げる。

天鹽川上流植民地より鼠害の報ありしに付之を調査せるに被害地は天鹽國上川郡並に中川郡地方にして殊に士別名寄間は著しく其害を受けたり。

鼠害の初て認めらるゝに至りしは五月下旬より六月上旬の頃にして重に玉葱、南瓜、大小豆、麥類、馬鈴薯、蕎麥、蘿蔔等其害を被むれり殊に玉葱黍は漸く一二寸に成長し南瓜は僅に幼目を發生せるの際にして好みて之を喰せしかは其害最も多く（中略）如何せん無数の野鼠なりしを以て俄に撲滅し難く益々喰害甚しく農家の困難少からざるの報告に接せり其後九月伝染病の發生上旬の洪水にて如何なる結果に至りしや猶ほ消滅することなくんは再び接種法を試験すへき豫定なり（後略）（『明治三十四年十月 殖民広報 第五號』48-49頁）

明治34年の士別、名寄では、水害による被害の直前に野鼠による作物被害を被っていたことになる。(注7)

これらの風水害等による被害の他に伝染病の発生が繰り返されている。なかでも1,000人以上の死亡者が記録されるのは、1886(明治19)年から翌年にかけての全道でのコレラの蔓延であり患者数2,929人、死亡者数2,155人であった。同年の天然痘による患者数は3,034人、死亡者数929人であり、翌1887(明治20)年の患者数は3,330人、死亡数1,327人であった。続く1892(明治25)年の全道での天然痘蔓延では患者数4,594人、死亡数1,600人、翌年は下火になるが、患者数2,454人、死亡954人であった。(『北海道衛生誌』317-638頁)

当時の家屋構造などで類焼が拡大する火災による被害も少なくなく、1892(明治25)年の札幌大火、1896(明治29)年の函館大火、翌年の札幌大火、1900(明治33)年の夕張大火、1911(明治44)年の小樽大火などがあり、1912(大正元)年12月の夕張炭鉱のガス爆発では269人の死者を出した。

さて、連続するその後の凶作等への対応と救済方法を辿るとき、大正2年の凶作への取り組みが、それ以前とはことなる新たな方向を示したことに注目しておきたい。

(1) 凶作の状況

「九月十四日初霜を見、加ふるに八月二十七、八の両日には暴風雨の来襲あり、之が爲甚だしく作物の登熟を害し遂に未曾有の大凶歉を現出するに至つた。」「一度凶作の報傳はるや、道廳は各支廳をして罹災状況を調査せしめ、一面本廳員を特派して被害の最も甚だしき地方に於ける罹災者の家庭につき生活の状況を調査せしめた。平年に於ける農民の常食は麥、稻黍、蕎麥、玉蜀黍、馬鈴薯等にして、其の他の作物は之を賈却し若くは常食たる麥と交換するを普通とせしが、同年は此等の作物は勿論米、大豆、小豆等に至る迄収穫減損したる爲糊口に窮する者甚だ多く、中には移住後相當年月を經過し若干の蓄財を爲し、家屋什器の如きも次第に設備し平年作なるに於ては些しの苦痛を感じざる者も今や蓄財を消費し盡し、衣服、什器、家畜等を賈却して僅かに糧食を得るといふ境遇に陥つたのである。又移住後日浅き者は纔かに茅屋に雨露を凌ぎ、糧食缺乏するも衣服、什器、家畜等費却すべき物無く、已むなく山野に本草を求め又は櫛の實を拾ひ集めて食すると云ふ悲惨なる状態であった。」(『北海道凶荒災害誌』27-29頁)(注8)

(2) 北海道凶作救済會の設置と救済

「凶作地に對する調査の進むに連れ惨害の甚大なるを知り得た道廳は規程の救恤施設のみにては到底此の事態を救ふに足らざるを思ひ、廣く之を世上の仁人に懇へて大いに其の同情に依らんとしつゝありたる折柄、道廳出入の操觚者の一團は時の長官中村純九郎氏に會見し救済上の意見を述べ、凝議の結果茲に本道官民合同の救済會を設立することに決し、發起人の決議に依り大正二年十二月十五日を以て道廳内に北海道凶作救済會を設け、内務部長堀内秀太郎氏を會長に推薦し本道選出の衆議院議員、北海道會議員、各官衛首腦者、新聞社代表者、其の他有志を評議員と定めて重要事項の審議に當らしめ、一方資金の募集並に救済のことを擔當せしむる爲支廳長、區長に地方委員長を、警察署長並に区の助役、

商業會議所會頭に副委員長を、町村長、戸長、区町村會議員、部長、總代人、青年會長、有志者に委員を囑託し、又會務處理の爲に幹事及事務委員を囑託し事業の進捗に努むることとなった。」(『北海道凶荒災害誌』30頁 『北海道社會事業の栞』1921.6-7頁)

この年の大凶作は、従來の対処や救済の方法では罹災者救済が困難であることを露呈させた。その打開策のひとつが、これまで以上に広く寄付を募る活動推進であった。

北海道凶作救済会による寄附金品の募集は、道内の日刊新聞に趣意と募集の方法を掲載し、また支庁長や区長、警察署長、商工會議所會頭、青年會長など、「官民一体となった救済事業が行われた」。(北海道民生委員連盟『民生委員七十年の歩み』138頁)

募集活動の結果、「金八万六千三百四十六圓六十六錢七厘、物品二万七千四十八點であった。次に東北九州災害救済會より寄附を受けたものは金三十一万六千五百六十三圓八十一錢、物品八万二千二百點にして、金額の合計四十万二千九百十圓四十七錢七厘、物品の合計十一万二百四十八點、斯く多額の金品を得たのは全く江湖の有志の同情に依るものと言ふべきである。」(『北海道凶荒災害誌』30頁)

そして、救済会は救済事業の実施にあたり、1914(大正3)年1月13日、評議員会を開催し、次のような方針を定めた。

救助方法

- 一、本道凶作罹災農民に対して事實自治し能はざる者を救助すること。
- 二、救助は各號に依ること。
 - イ 土功、植樹の實施、藁細工、其の他の副業を爲し賃銀を得しむること。
 - ロ 就業資料(種子、肥料、其の他副業に要する器具機械の類)。
 - ハ 食料を給與すること。
- 三、前項第一號及第二號に依る救助の實施方法は會長の承認を受け委員長に於て定むること。
- 四、食料は左の標準に依り麥其の他常食とする穀類を給與すること。

十五歳未満	一人一日	三合以内	
十五歳以上	一人一日	男五合以内	女四合以内
- 五、土功、植樹、藁細工、其の他副業に依り勞銀を得る者又は他の救護團體より食料の給與を受くる者に對しては食料を給與せざること、但し不足額を補給すること。
- 六、救助金品は隨時委員長に配當すべきに依り其の配當金品の範圍内に於て緩急を取捨し救助すること、但し配當不足の爲急迫の者を救助し得ざる時は救助戸數人員及救助豫算額を會長に速報すること。
- 七、委員長に於て救助金品の配當を受けたるときは凶作地の實況に應じ適當の標準を定め委員に配當すること、但し標準を定めるときは直ちに會長に通報すること。
- 八、委員に於て救助金品の配當を受けたるときは被救助者を遺漏なく調査し、濫給に流れざる様慎重注意し之を救助すること。
- 九、委員に於て食料を給與するときは一時に給與することなく適當に分與すること。
- 十、委員に於て被救助者に金品を交付したるときは其の都度受領證をとり且別記様式(省略)に準じ帳簿を作り整理すること。
- 十一、被救助者に對し救助の要なきに至りたるときは委員は直ちに食料の給與を停止すること。

- 十二、委員に於て救助をなしたる時又は之を停止したるときは其の月分を翌月七日迄に委員長に之を通報し、委員長は毎月十五日迄に別記様式（省略）に準じ會長に通報すること。
- 十三、委員長は前項の通報を受けたるときは帳簿を作り之を整理すること。

寄附金品配當標準

- 一、寄附金は、大正二年度地方税戸數割定期賦課年額五十五錢未滿を納むるものにして農作物収穫歩合三分作未滿の者の戸數に比例し委員部に配當すること。
- 二、寄附物品中救助に適するものは相當の價格に換算し、前項の金額に含め配當すること。
- 三、寄附物品中救助に合せざるものは之を賣却すること。
- 四、委員部内に於て救護團體を組織し現に救助を実施するものあるときは該救助額を第一項の配當額より控除し配當すること、但し救護團體の救助額は委員長より會長に通報すること。

以上の方針に基き救助の實際に當ることとなりたるが、更に考ふべきは罹災者の救済に當り妄りに金品を給與するときは徒らに依頼心を助長し却て惰民を養成するが如き不結果を來すべきを以て先づ罹災戸數を基礎とし次に其の擔税力と収穫歩合とを參酌して救助の範圍を定むることとし、大正二年度に於ける地方税戸數割年額二分の一に當る八十三錢未滿を納むる者にして前三年の収穫歩合に對比して四分作未滿の者を計算したるに其の數四万四千六百九十五戸に達したれ共、之亦全部救済の要なきを認め、其の四分の一を事實救済を要すべき戸數と見做したのである。（『北海道凶荒災害誌』30-33頁）（注9）

この年以降に生じる凶作などの救済の際の寄付金配分基準としての町村の貧富程度の算出は、一戸平均額納税額（地方税から国税へと基準が変わる）が採用されることになる。

そして、この時の残余金を元資として道庁は1915（大正4）年8月、「凶作救済資金管理規則」を制定する。（『北海道凶荒災害誌』440頁）

凶作救済資金管理規則（大正四年八月八日 北海道廳令第八十號）

- 第一條 凶作救済資金ハ北海道凶作救済會寄附金ヲ元資トシ北海道ノ全部又ハ一部凶作ノ場合ニ於テ其ノ罹災民救済ノ爲支出スルノ目的ヲ以テ之カ積立ヲ爲スモノトス
- 第二條 資金ヨリ生スル収入ハ資金管理ニ關スル費用ニ充ツルノ外資金ニ編入スルモノトス
- 第三條 凶作救済ノ資ニ充ツルノ目的ヲ以テ寄附金アルトキハ資金ニ編入スルモノトス
- 第四條 資金ハ國債其ノ他確實ナル有價證券ヲ購入シ又ハ確實ナル銀行ニ預入レ利殖ヲ計ルモノトス

凶作救済資金使用規則

（大正五年四月二十七日北海道廳令第三十四號）（大正十五年十二月十四日廳令第二百二十六號改正）

- 第一條 凶作救済資金ハ市町村ノ全部ニ亙ル凶作ノ爲窮民救済ヲ要スルトキ其ノ救助費ニ充ツルモノトス
- 但本則中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 救助費トシテ支出スヘキ費目左ノ如シ

- 一、食料費
- 二、被服費
- 三、就業費
- 四、治療費
- 五、葬式費

前項ノ外特ニ費用ノ増設ヲ要スルトキハ北海道廳長官之ヲ告示ス

第三條 食糧費ハ罹災者ニシテ自ラ食料ヲ購入スルコト能ハサルトキハ左ノ限度ニ於テ之ヲ
給與スル費用ニ充ツ

- | | | | | |
|-------|------|----|--------|-------|
| 十四歳以上 | 一人一日 | 穀類 | 男五合以内 | 女四合以内 |
| 十四歳未滿 | 同 | 同 | 男女三合以内 | |
| 副食物 | 同 | 同 | 男女二錢以内 | |

第四條 被服費ハ罹災者ニシテ自ラ被服ヲ購入スルコト能ハサルトキハ左ノ限度ニ於テ之ヲ
給與スル費用ニ充ツ

但十四歳未滿ハ半額トス

- | | | |
|------------|----|---------|
| 六月ヨリ九月マデ | 一人 | 一圓五十錢以内 |
| 十月ヨリ翌年五月マデ | 同 | 五圓以内 |

第五條 就業費ハ罹災者ニシテ自ラ種苗、器具其ノ他ノ就業資料ヲ購入スルコト能ハサルトキ
ハ左ノ限度ニ於テ之ヲ給與スル費用ニ充ツ

- 種苗 二十五圓以内
- 器具 十圓以内
- 其ノ他就業資料 十五圓以内

第六條 治療費ハ罹災者ニシテ疾病に罹リ自ラ治療ノ途ヲ有セサルトキ左ノ限度ニ於テ施薬
救療ノ費用ニ充ツ

- | | | |
|-------------------|------|-------|
| 薬價 | 一人一日 | 十錢以内 |
| 入院料 | 同 | 七十錢以内 |
| 手術其ノ他治療上缺クヘカラサル戸用 | 實 | 費 |

第七條 葬式費ハ罹災者死亡シタルモ其ノ葬式費用ヲ支辨スルコト能ハサルトキ一人ニ付三
圓以内ノ限度ニ於テ之ヲ給與スル費用ニ充ツ

第八條 特別ノ事情アルトキハ前五條ノ限度ヲ超ユルコトアルヘシ

第九條 市町村ハ其ノ市町村ノ全部又ハ一部ノ凶作ニ依リ窮民救濟ノ必要アリト認ムルトキ
ハ此ノ資金ヨリ補助又ハ貸付ヲ受ケ之ヲ救助シ又ハ轉貸スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ市町村ハ其ノ市町村内ノ救濟ニ従事スル團體ニ對シ其ノ費用ヲ補助又
轉貸スルコトヲ得

本條ニ依ル救助費ノ支出費目及限度ハ第二條乃至第七條ノ例ニ依ル

但シ特別ノ事由ニ因リ其ノ費目及限度ニ依リ難キトキハ北海道廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

第九條ノ二 此ノ資金ハ北海道地方費又ハ市町村ニシテ凶作救濟ノ爲土木其ノ他ノ事業ヲ施
行スル場合其ノ費用ノ全部又ハ一部ニ付北海道地方費ニ對シテハ之ヲ一般歳入
ニ組入レ市町村ニ對シテハ之ヲ補助若ハ貸付スルコトヲ得

第十條 前二條ノ貸付金ハ低利子又ハ無利息トシ償還年度ハ二十箇年以内トス

第十一條 市町村ニ於テ救済ノ計畫ニ反シ若ハ支出額ヲ減少シタルトキハ補助又ハ貸付ヲ取消シ若ハ減額スルコトアルヘシ

前項ニ依リ補助又ハ貸付金ノ償還ヲ命セラレ若ハ剩餘ヲ生シタルトキハ直ニ償還ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 北海道廳長官又ハ北海道廳支廳長救済ノ監督上必要アル場合ハ補助又ハ貸付ヲ受ケタル市町村及各種團體ノ事業出納竝金櫃ヲ検査スルコトアルヘシ

前項市町村及各種團體ハ救済上生シタル重要事項ニ關シ其ノ都度之ヲ北海道廳長ニ報告スヘシ

第十三條 罹災者ニシテ本令ニ依ル救助ヲ受ケムトスルトキハ其ノ住所、職業、氏名、年齢、家族及雇人數、救助ヲ受クヘキ種類ヲ記載シ市町村長ヲ經テ北海道廳長官ニ出願スヘシ

附則 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(北海道廳社会課『罹災救助関係法規』)

(3) 北海道罹災救助基金法による救済

二つめの新たな方向は、1905(明治38)制定の北海道罹災救助基金法による救済である。

北海道凶作救済会の寄附金品配分・北海道罹災救助基金法による就業資料の給与

支庁及区	町村数	罹災戸数	救助戸数	金品配分率(金額)	基金法による給与	
札幌	15	4,718	824	61(3,139.円560)	1,018戸	6,558円
函館	10	2,515	261	32(1,586.050)	388	3,473
空知	23	8,462	3,181	233(12,090.170)	3,334	25,035
上川	18	7,341	1,488	165(8,615.240)	2,150	17,883
増毛	9	2,027	192	44(2,377.290)	—	—
宗谷	3	905	92	29(1,371.990)	—	—
網走	8	2,998	229	50(2,553.830)	946	4,885
室蘭	12	2,578	894	74(3,839.020)	1,574	8,040
檜山	11	3,728	194	42(2,264.920)	974	4,566
後志	14	1,029	162	67(3,470.150)	1,067	7,271
浦河	8	2,107	772	71(3,821.860)	1,020	7,650
河西	11	3,204	2,349	117(6,020.810)	2,017	9,936
釧路	3	1,080	592	15(680.830)	315	1,635
函館区	1	3	—	—	—	—
計	146	44,695	11,23	1000(51,831.720)	15,729	101,744円

(注) 筆者が罹災救助基金法による就業資料の給与表を付け加え「基金法による給与」と略記し救済の状況をまとめ表にした。

義捐金の配当第一回は1月19日、第二回は4月19日である。

表の金品配分率(金額)にある金額は2回分の合計である。

北海道罹災救助基金法制定以前には、1899（明治 32）年制定の罹災救助基金法による救済がある。しかし、たとえば明治 34 年の水害では救済合計額 27,870 円 90 銭 3 厘、明治 35 年の凶作及水害では合計 6,883 円 8 銭 6 厘の支出が行われた。これらの金額に比較して大正 2 年の凶作救済のために北海道罹災救助基金法によって支出された金額は、就業資金額のみをもっても 101,744 円であり、その金額が増大する。（注 10）

救済額増大の一因は、救済内容や方法の充実によるものであろうと推察しつつも、一方で、開拓の進展に伴う広範な被害範囲と増加する被害人員があったことは否定できない。

（4）救済方法と救済内容の多様化

三つめの新たな方向は、救済対象・救済方法の多種多様化といえる。

そのひとつは、従来の救済観にあった児童は家族の一員という位置づけによる救済と共に、教育を受けるべき学童としての児童として明確に認識されることである。

この、「教育を受けるべき」という視点からの支援は、生命の維持に不可欠な最低限の食物、被服、住居、光熱等の物的支援の範囲を超えるものであった。

「教育を受けるべき」に基づく活動は、救済会がそれまでに行ってきた食糧費などの給与の他に、被災児童に対する筆紙墨の供与などとして展開された。

道庁は教育資金使用規則を改正し、それまでの規定では行うことができなかった学用品の供給によって学齢児童の登校を支援した。北海道教育会は、「凶作罹災地方の小學児に學用品を給與せんか爲め全道に募集して金品の寄付を受け現金三千九百十七圓及學用品（時価換算額二百六十圓）を配布給與」した。（『大正四年三月 殖民広報 第八十三號』55 頁）

これら三者を中心とした計画的支援の背景には、大正 2 年度に全道に設置される区町村立小学校における学齢児童 100 人中の就学者が 99 人以上の割合で占めるのは、函館・室蘭・河西・増毛各支庁と函館・小樽の各区でしかないこと、また、凶作による欠席児童増加が存在したことも一因といえる。（注 11）

「本年度ニ於ケル本道學事ノ状況ヲ略説スレハ初等教育ニ關シテハ從來ノ方針ヲ繼承シテ益其ノ普及ヲ期スルト共ニ小學教育ノ内容改善ニ努メタリ然ルニ會々全道ニ涉リテノ凶歉ハ農民ニ稀有ノ打撃ヲ與ヘ到處窮民ノ續出シ児童ノ教育上影響尠ナカラサリシテ以テ是等ニ關シテハ教育費ノ節約、學級ノ整理、學用品ノ補給等應急ノ方法ヲ講シ小學校教員俸給無利子貸附等ヲ圖リ以テ諸般ノ施設上遺算ナカランコトヲ期シ教育ノ実績ヲ阻害沮セシメサランコトニ務メタリ」（『第貳拾五回 北海道廳統計書 第參卷（學事之部）』1 頁）

学用品等の配布による学業支援は、貧困家庭の保護者のみならず道民に対して小学（初等）教育の重要性を訴える役割を果たした。

この北海道における教育制度の推進と進展は、同時に人々の貧富の格差の存在を露わにすることでもあった。

ふたつめの新たな救済対策は、副業の推進と実施のための基礎確立への取り組みである。

道庁は北海道農会を通じて藁細工の副業を推奨し、その原材料の確保と販売、また、国有地・地方費有林の風倒木等を利用した薪炭の製造販売などについて道庁職員を道内外に調査員として派遣した。

「凶作地窮民授産 藁細工工事報告書(上)」は次のように記述する。

大正二年初春以來作物生育及登熟期間に於ける天候は常に不順と極め気温低冷、風雨時を得ず剩へ霜害の伴ふあり田畑不稔、端なくも去る明治三十五年に劣らざる凶歉の慘状を呈するに至り所在糊口の途なき窮民を出すこと數千戸の多きに上れり而して北海道廳は之か救濟の策を深密査定の結果猥りに賑恤的救濟をなすことの弊害を慮り授産自活の法を構せしむを以て機宜に適せる策なりとなし國庫より借入れたる低利資金七十四萬圓の内五萬三千圓を本會に補助して窮民授産の爲めに原料藁を内地府縣より移入し之を窮民に無償配布し藁細工を実施せしむる計畫を樹て十二月召集したる臨時北海道會に提案し滿場一致を以て其協賛を経超へて翌年二月四日を以て本會へ指令せられたり（『大正四年一月 殖民広報 第八十二號』47頁）

原材料である藁の購入は、富山、石川、福井、滋賀、兵庫、岡山、埼玉、茨城、山形、秋田の各県に依頼し、富山県では、「稲藁取扱覚書及検査手順」を制定し、県による厳正な検査を経た原料としての藁を北海道に提供（販売）した。

道庁をはじめとするこれら授産事業の積極的推進の根底には、「依頼心を助長し、自營思想を薄弱ならしむるを虞れ、成るべく生業を設け之に依て生活の資を得せしむる」（『北海道凶荒災害誌』38頁）があった。

また、国費及び地方費による土木事業には「成るべく生業を設け之に依て生活の資を得せしむる」があり、町村土木事業には「罹災民の依頼心を助長し將來に於ける自營思想を薄弱ならしめ其の悪弊を胎すの虞れなきにあらず故（中略）生業を授け以つて勞銀を得せむるを得策なりと信じ」があった。（『大正三年三月 殖民広報 第七十七號』76頁）（注12）

特に以後の凶作などの際に慣例的救済事業となる土木事業は、道路、鉄道などの拡張・整備を通して北海道開発を支えた。

しかし、土木事業は、その工事労働者の採用・雇用方法、就業・労働環境などでの問題を内包させ、さらに戦時体制下での炭鉱労働者や外国人労働者問題を含みながら社会・労働問題として提起され、戦後のGHQの管理下での摘発へと続くことになる。（『司法研究 第8輯』1928）（注13）

参考として以下の資料を掲載しておく。

凶作救済土木工事施行方法及労働者使役方法

（一）工事ノ施行方法

- 一、地方費支辨道路工事ハ道路工事就行令第二條、第四條及第五條ノ規定ニ依リ直營又ハ窮民使役ヲ條件トスル（一日ノ賃金ヲ指定シ）町村或ハ部落請負若クハ指名競争入札ニ依リ施行スルコト
- 二、同護岸工事ハ北海道廳工事施行規程第三條地方費會計規則第七十五條及第七十八條ノ規定ニ依リ直營又ハ窮民使役ヲ條件トシ（一日ノ賃金ヲ指定シ）町村或ハ部落請負若クハ指名競争入札ニ依リ施行スルコト
- 三、前二項ノ直營工事ニ於ケル材料ハ特殊材料ノ外ハ止ムヲ得ザル場合ノ外競争入札ヲ避ケ可成直營採取、伐採ヲ爲スコト

- 四、町村工事ノ施行方法ハ多クノ町村ニハ技術員ナキヲ以テ純直營工事トナスコト殆ンド不可能ニ付勞力ヲ主トスルエ事ニ付テハ窮民使役ヲ條件（一日ノ賃金ヲ指定シ）トスル部落請負ト爲シ特殊ノエ事又ハ材料ヲ主トスルエ事ニ付テハ指名競争又随意契約ニ依リ施行セシタ之ニ要スル普通勞働者ハ勿論熟練職工ト雖モ町村長ノ指定シタルモノヲ必ず使役スルノ契約條件ヲ附スルコト
- 五、冬期中ニ施行スルモノハ道路砂利敷工事、築堤、護岸工事、橋梁工事及土地改良客土工事トシ道路ノ開墾、改良側溝工事ハ刈成融雪後施行スルコト

（二）勞働者使役方法

- 一、地方費及町村費工事ニ使役スル一般勞働者ハ凶作地ノ區長ヨリ要救濟農家ニ對シ普遍的ニ勞働ニ堪ユル男女人夫（十七、八歳以上）ノ數、共ノ所所、氏名、年齢等ノ名簿ヲ作製セシムルコト（失業救濟工事ニ於テハ勞働手帳ヲ作製シ寫眞ヲ添附スルコト、ナリ居ルモ區長ガ其ノ區内ノ住民家族等ヲ承知シ居ルヲ以テ移動性ノ失業勞働者ノ如ク嚴重ニ取締ル必要ナシ）
要救濟農家中ニ熟練職工アルトキハ前項同様ノ名簿ヲ作製セシムルコト
- 二、町村長ハ各區長ノ調製シタル名簿ヲ取纏メ更ニ町村全部ノ要救濟戸數ニ對スル名簿ヲ作製セシムルコト
- 三、町村長ハ土木事務所長ト連絡ヲ取り町村工事ニ使役スル勞働者ト土木事務所ニ於ケル地方費支辨工事ニ使役スル勞働者トノ按配ヲ為サシムルコト
- 四、勞働者ニハ勞働手帳ニ加フルニ住所、氏名、年齢、男女別等ヲ記載シタル別紙様式ノ「救濟工事勞働券」ヲ交付シ常ニ之ヲ所持セシムルコト
- 五、地方費支辨工事ハ要救濟町村ノミニ限定スルコト至難ノ場合アルベキヲ以テ地方費支辨工事ニ使役スル者ハ可成移動シ差支ナキモノヲ町村長ヲシテ選定セシムルコト
- 六、救濟工事ニ使役スル人夫ハエ事起工ノ順序ニ依リ生活困窮ノ程度ニ從ヒ順次使役ノ方法ヲ講ズルコト
- 七、要救濟町村以外ニ於ケル工事又ハ同一町村内ト雖モ救濟者ノ遠隔ノ地ニ於ケル工事箇所ニハ工事執行者又ハ請負人ヲシテ一定ノ飯場ヲ設ケシメ食料品、食費、衛生、勞働時間等ニ付工事監督員ヲシテ嚴重ニ監督セシムルコト
- 八、人夫賃ハ平均一日一間トシ熟練職エヲ除ク外最高一間五十錢以内トス
- 九、勞働賃金ハ直營工事地方費支辨工事ニ在リテハ前渡出納吏ヲ置キ、町村工事ニ在リテハ出來得ル限り町村ノ現金ヲ以テ一週間乃至十日間位ニ支払ヒ大抵月三回位ノ支拂ヒヲ爲スコト
請負工事ニ在リテモ代抵之ニ準ズル様ノ契約ヲ爲スコト

採用された多様な救済はこの他に「恩賜財団済生会による施療」「漁場出稼の紹介」「救助品及び罹災者の生産物に対する運賃の減免」などがあり、「軍人遺族、廢兵並びにその家族への援護」は、上川地方の重要な対策のひとつに位置づけられることになる。

また、「町村費の緊縮」は、以後においても継続され、なかでも「凶作地方に於いては各町村共主として役場費教育費等に節約を加へ負擔の軽減を計れり教育費の如きは學級の編

製に注意し可成學級數を減少し又は二部教授の法を採り經費の節減を計れり」（『大正三年三月 殖民広報 第七十七號』78頁）として節約の先頭におかれることになるのである。（注14）

ここでは、新たな救済活動として「北海道基督教徒凶作救済会」をあげておく。（注15）
「本會は札幌區に於ける基督教青年會の主催に係るものにして、救助金品は全国各地に於ける基督教會附属日曜學校生徒の醸金及各教徒の寄附金竝に札幌區に於て大正三年一月十三日より七日間連夜市中を廻り遍く金品を募集したるものにて同會よりは被害の比較的劇甚なりし札幌、函館、空知、上川、室蘭、浦河、河西、釧路支廳管内における市町に寄付し救助に盡した。」（『北海道凶荒災害誌』41頁）

1913（大正2）年の凶作による被災者対策は、食料・被服等の直接的救済を基本としながら、副業としての藁細工・炭焼きの推奨、土木工事・漁場への出稼ぎ奨励等が実施され、1914（大正3）年10月15日、道庁での救済活動の報告等を経て終了する。

後に北海道庁長官は、これらの救済活動に対して、「本道官民合同して北海道凶作救済會を設立し、又東京に於ても有志に依りて東北九州災害救済會の設立せらるゝありて普く江湖に窮状を懇へ廣く闔國に金品を募集して救済の資を蒐め以て窮民を賑恤し（中略）結果一人の餓死者を出さゞりしは寔に不幸中の幸なりき（後略）」（『大正五年十一月 殖民広報 第九十三號』1頁）と評した。

さて、凶作の翌年である大正3年の本道の米作は、「凶作の翌年は豊作である」の諺通り未曾有の豊作であった。（注16）

そして、同年7月には第一次世界大戦が勃発し、日本は8月に参戦した。

大戦は、「歐洲戰亂以來各種罐詰の需要非常に激増し殊に交戦地への供給は驚く可き數を示し」「麥豌豆、隱元豆等の如き海外輸出品は英佛等の交戦國より需要増進と足る結果豫想外の高値に引取せられ」のいわゆる戦時景気を北海道にももたらし、なかでも輸出される澱粉等の高騰は、道内の景気をさらに上昇させた。（注17）

しかし、大正4、8、11、12年には水害、大正15年には再び凶作に見舞われた。

なかでも1931（昭和6）年の凶作は、それ以前からの農民・漁民の経済的困窮、農産物価格の暴落に加え、戦時体制の影響を受けながら、より危機的な窮乏生活を生み出した。

それは、家族イデオロギーによって隠蔽化され続けてきた家族構成員としての児童個々の問題として、そして同時に家族の生計問題として浮上した。

1928（昭和3）年の学齡児童就学奨励規定は、文部省が貧困児童に対して教科書、学用品、被服などを給与し、そのことによって就学率を引き上げことを意図したものであった。規定は、それまでの救済法による就学支援の現実をふり返ったとき、画期的であった。

しかし、困窮する農村では、不就学問題以外に婦女子の遊郭等への身売り問題が顕在化しはじめていた。前金・借金という金銭関係を基底に置く雇用形態としての身売り問題は、それを取り上げた新聞報道によって多くの人々の目にふれることになった。（注18）

身売り子女救済は、日本的家族主義がもつ儒教的倫理観・道徳観への第三者の関与でもあり、売られ行く者の救済と自立支援は、家族という集団を前提としたそれまでの救済方法に対して、個人が優先する救済が必要であることをより明確にしたのである。（注19）

おわりに

1935（昭和10）年11月19日に北海道会議事堂で開催された冷害克服協議会と産業関係団体との打合せの際、北海道庁長官は次のような表現を含む挨拶を行った。

此の度冷害克服協議会を開催するに當りまして御挨拶を申し上げたいと思ひます。御承知の如く北海道は開拓以來比較的順調なる経過を辿りまして、各種の産業等も非常な發展を見たのでありますが、殊に農業の如きものは六十年の間に一億數千萬圓の生産を擧げるやうな異常なる進歩を示すに至りまして、大いに人意を強うするものがあるのであります。然るに不幸にして昭和六年以來昭和八年を除くの外は連年或は凶作、或は水害と云ふやうなことの爲に、昭和六年・七年・九年・十年と年々農民の中に生活の困難を感ずる者が出來まして、昭和六年には約四萬六千戸、昭和七年には約八萬三千戸、昭和九年には約二萬戸、昭和十年には約二萬八千戸の要救濟農家が生じまして、經濟界の不況の影響と相俟つて農村の疲弊困憊と云ふものは洵に深憂に堪へざるものがあります。それで年々、凶年はさう續くものでないのであるから、今年の急場を凌ぎさへすれば何とかなるであらうと云ふやうなことを考へまして農業の仕事に従事して居りましたにも拘らず、或地方に於ては五年に四回の凶作を繰返すやうな事になりまして、農民の恐怖心は相當深刻なるものあるに至つたのであります。それで從來共凶作、水害等に對しては夫々應急並に恒久の對策を樹てて罹災者の救濟に當つて居つたのでありまするが、併し連年に亘る冷害凶作を克服するにはどうしても物質的の救濟だけでは不充分である。不撓不屈の農村精神を振作高揚すると共に農業經營の根本的改善を圖つて、さうして自然の暴威に對抗し、敢然として寒地農業、北方農業の確立を期さなければならぬと云ふ聲が既に昭和七年の際に起つて居りました。（『北海道凶荒災害誌』1627-1628頁）

公的政策としての物質的・技術的対策と同列に掲げられる「不撓不屈の農村精神」。

その「精神」は、平成の世でも「相互扶助と連帯の精神」「公助・共助・自助」として高唱され続けている。

さて、「公助」の役割を担うであろう警察、消防等の緊急時の個々事例への迅速な対処は、国民一人ひとりの高い信頼と安心感を獲得している。しかし、一般的な「公助」は、その施策の立案・決定・実施までには経過と時間を要する場合が少なくない。

「自助」はといえば、戦後の教育と倫理・道徳観によって創出されたプライバシーと共に、「自分のことは自分で」という責任観と「他人の世話にはなりたくない」という支援忌避観を含みながら、「お節介」を喪失させ、かつ、自立と孤立の区分を不明確にしつつある。

一方、「共助」の形成要素としての他者との関係は、若者を中心とするネット上での顔の見えない間接的人間関係の一般化などにより、空間的密室化と非言語的日常生活を定着させつつある。また、身近な「共助」の基本となるべき「向こう三軒両隣」は、境界線・騒音問題等に起因する隣が故のトラブルを無言のうちに孕むようになった。

「共助」の推進は、これらの現実と同居する矛盾する理念上の助け合いともいえる。

しかし、東日本大震災の被災者は、被災者でありつつ「共に助け合う」ことの必要性和重要性を自らの姿をもって証明した。

それは、個々人の利益追求を優先しない「共の助け合い」であったといえる。

そして、共の助け合いは、多くの人々の善意による生きるための基礎的物資としての衣食等の支援から生活継続支援としての住宅や金品支援に、さらには復興・再建のための政策的・経済的支援となり、やがてそこに心理的・学芸的支援を加えることになった。(注20)

それらの足取りには、被災者への同情・共感、負の評価の付与、また、ボランティア等の参加による人的支援を含め、『北海道凶荒災害誌』が教える内容と共通するものがあった。

一方、これらの災害緊急時の自然発生的ともいえる共の助け合いを、一般行動理論として卓上にあげ、「緊急時の助け合いと日ごろの助け合いの間には継続性や内容などに相違がある」「助け合いには意図しないにしても利害関係や上下関係が隠蔽されることがある」などとする理解に反論する術はない。

しかし、理論上のこれらの詰問に即座に応答ができないにしても、ヒトは生命をもち、人として財を所有し、人間として自然・社会環境との相互交流、相互依存の中で生活を営んでいるという事実は否定することができない。また、自他ともにその生命や財産などを失うという恐れに直面した時、または、奪い去られようとする時、その危機を回避すべき行動を取るであろうとする仮説も、理論検討の際には必要であろう。

ところで人々は、「共助」として他者とつながることへの強い期待が、当事者同士によるものというよりは、むしろ社会がそれを期待しているということに気づいている。

同時に「共助・自助」が公的政策としての「公助」を補う意図で提唱されたとしても、現実の「社会生活もしくは安寧な日常生活の継続」には、そこに住み、暮らし、生きる者同士の自主性にもとづく「共生共存意識」の存在と尊重が大切であることも認識している。

これらの現実と意識が交錯する日常生活のなかで「共助」を具現化する課題は、戦後、著しく脆弱化したとされる地縁・血縁基盤と希釈化した人間関係のなかで営まれる日ごろの生活において、何時発生するか確定できない、予測としての生活継続困難状況に対応するための意識と行動を自他ともに共有できるか否かということである。

それは、平穏無事の日常生活のなかで行う「共生共存の意識化と合意」、それに基づく「取るべき共同行動」がもつ意味や果たす役割、さらには重要性を明確に認識、実感、共有できる「公助」の基盤を形成できるかどうかということでもある。

以上のことがらを脳裏におきつつ、社会福祉が他の学問と区分され、学として成立するためのひとつの方向は、「人間は、自他の生存や生活の継続が脅かされる事態が迫る時、その場所（地域・空間）と時間を共にした者同士が助け合い、その助け合いという協同が命を保ち、かつ脅威や被害を最小限にとどめた」という事実を、過去の過ぎ去った事象としてではなく、人々が自ら選択し、自ら行動した真実の姿として伝え続ける福祉史教育を重んじることである。

そして、それにもとづく福祉教育では、緊急時と平時を連続する視点にたち、緊急時のもとより、日常生活での助け合い、分かち合いができる社会が豊かな社会であり、そこでの分かち合いは、一方が何かを失い、一方が何かを得るということではなく、分かち合いによる自己と他者の共のつながりとそのお互いの存在を互いのまなざしに留められる社会こそが、ヒトとして生まれ、人として育ち、人間として生きたという証を実感できる社会であるということ学ぶことになるのである。

(注 1)

- ① 「本県の北海道移民の詳細な経過を示す余裕はないが、著名な北見の北海道同志教会の学田農場(1896〈明治29〉年～)における本県人小作移住者の活躍はめざましかった。(中略) 名寄市の開村の基をきづき、また帯広の新得町の創設(中略)。

本県は常に北海道入植者の主要な供給地の一つであったが、特に農業移民として上川地方の米作の基礎をきづき、また北見の薄荷栽培は、前記学田農場での本県人の試作にはじまったものであり、その他遠軽地方の養蚕業など、北海道農業の発展に寄与するところが誠に大きかった。1937(昭和一二)年ころからは、北海道移民の地位は満州移民にとってかわられるが(後略)」(『山形県史 第五巻』740頁)

- ② 山形縣社會事業協會『昭和四年八月十五社日 社會時報 創刊號』の5頁には「北海道移住について」があり、その末尾には、「北海道事情紹介の爲左記日程に依り北海道廳より官吏數名來縣活動寫眞利用講演會を開催なつて居るが、なるべく最寄の會場に出席して北海道に對する充分なる理解を持つて頂き度と思ふ。 活動寫眞利用講演會日程

八月二十一日 真室川村 // 二十二日 角川村 // 二十三日 東平田村
// 二十五日 東小國村 // 二十六日 龜井田村 // 月二十八日 蠶桑村
// 月二十三日 西置賜郡西根村 // 二十三日 津川村」が掲載される。

以後、「第貳卷第一號」の「私共一行は昨年八月二十六日釧路を午前五時發で殖民軌道に乗じ午前九時標茶に着き直に自動車を以て虹別に着きました。」から始まる「北海道虹別原野視察狀況」、「第貳卷第三號」には「樺太廳農林部 來たれ樺太に！」等がある。

- ③ 『昭和五年 方面委員必携 山形縣』には「北海道移民案内」「樺太移民案内」がある。

(注 2)

- ① 北海道廳告示第四十八號

天鹽國上川郡名寄太ニ市街地豫定地ヲ設定シ明治三十年三月法律第二十六號北海道國有未開地処分處法第五條ニ依リ石狩國上川郡旭川町六條通十三丁目上川郡農會堂ニ於テ競争賣拂ニ附候條入札望ノ者ハ明治三十年十一月當廳令第六十六號北海道國有未開地競賣規定ニ依ルノ外尚左ノ通り心得ヘシ 明治三十五年二月十四日 北海道廳長官 男爵 園田安賢

一 入札人心得書竝競賣ニ附スヘキ土地ノ圖面ハ上川支廳竝地元戸長役場ニ備付本日

十五日ヨリ競賣施行ノ前日マテ毎日執務時間内ニ縦覽セシム

二 競賣保證金ハ各自入札高ノ百分ノ八以上トス

三 競争入札施行ノ日ハ左ノ通りトス

明治三十五年三月三日 大通西側ヨリ西四條通マテ南四、五、六、七、各丁目

同 三月四日 大通西側ヨリ西四條通マテ南一、二、三、各丁目

同 三月五日 大通西側ヨリ西四條通マテ北一、二、三、四、五、六、七、各丁目

同 三月六日 大通東側ヨリ東四條通マテ南一、二、三、四、五、六、七、各丁目

同 三月七日 大通東側ヨリ東四條通マテ北一、二、三、四、五、六、七、各丁目 (『明治三十五年三月 殖民広報 第七號』17頁)

当時の名寄の市街地設置背景や社会・経済・生活等は、当時を移す写真を含め『明治三十五年七月 殖民広報 第九號』12-13 頁、『明治三十九年十一月 殖民広報 第三十三號』55-56 頁、『大正五年七月 殖民広報 第九十一號』63-64 頁などで記述される。

② 明治三十年三月法律第二十六號北海道國有未開地処分處法

第五條 市街地市街豫定地其他土地ノ狀況ニ由リ必要ト認ムル土地ハ競争ニ付シ直チニ賣拂フコトヲ得(北海道廳拓民部拓殖課『明治三十二年四月 第六北海道土地処分案内』1 頁)
「明治三十年十一月北海道廳令第六十六號北海道國有未開地競賣規定」は、15 条から成り、「第二條 競賣ハ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フヘシ」「第十四條 實地ノ引渡ハ地代金ノ完納ヲ以テ結了スルモノトス」などが条文にある。(『北海道土地処分案内』29-31 頁)

③ 北海道廳告示第三百三號(明治四十二年六月十日)

天鹽國上川郡上名寄村大字多寄村字風連に市街豫定地(區畫數百三十五畫地積概算六町八反八畝四歩)を設定し北海道國有未開地処分處法第二條第四第五條に依り賣拂貸付候條希望者は明治四十一年六月當廳令第六十四號北海道國有未開地處分法施行細則に依るの外尚左の通心掛へし

- 一 願書は明治四十二年六月二十日より所轄支廳に於て受理す
- 一 賣拂地積は一戸に付一區畫を標準とす但し二區畫以上の賣拂を希望するものあるときは詮議の上特に許可することあるへし
- 一 事業成功期間は一年とす
- 一 市街豫定地區畫圖北海道廳及所轄支廳に備置く

(『明治四十二年七月 殖民広報 第四十九號』11 頁)

(注 3)

天皇・皇后両陛下、佐藤首相などが出席し「北海道百年祝典」が札幌で開催された。

(注 4)

- ① 「内地」という用語に関して開拓使は、1873(明治 6)年 5 月に公文上北海道を北地、他府県を内地と呼称することを廃止した。しかし、現在でも内地という言葉は日常会話に登場する。
- ② 1923 年(大正 12)年 9 月の関東大震災の際に政府は、被災民の救済対策として北海道移植民を奨励し、10 月に内務省社会局は移住補助制度を新設した。

(注 5)

- ① 開拓と北の警備を担った屯田兵制は、1974(明治 7)年 10 月の「開拓」「有事」から「士族授産対策」の色彩を濃くし、1890(明治 23)年からは「平民屯田」がはじまる。

1896(明治 29)年 5 月 札幌に第 7 師団創設により屯田兵司令部を廃止。

1899(明治 32)年 7 月 屯田兵の上川郡剣淵村、士別村への入地をもって屯田兵配置計画(屯田兵の募集)を完了。

1904(明治 37)年 9 月 屯田兵条例廃止。

当初、名寄も屯田兵配置計画の地に含まれていた。

(『明治四十四年三月 殖民広報 第五十九號』19-21 頁)

- ② 明治 19 年 8 月には、開拓地に向かう移民者の足と物資の輸送を支えた囚人道路と称される上川仮道路（空知郡市来知（いちきしり）～上川郡忠別太）が 3 カ月の工事期間で開通した。（『開道百年 北海道宗教教誨小史』35-49 頁）

(注 6)

北海道窮民救済状況（『明治三十五年十一月 殖民広報 第十一號』87-88 頁）

開拓使以來本道には窮民賑恤規則(明治九年九月札幌本廳丙第七十六號達)ありて依る所なき癡疾、老衰、重病、幼弱にして自活すること能はざるものを救済し又天災地變に逢ひ餓寒に迫るものを救恤し其事情によりては小屋掛料、農具料、夫食料、種物料を貸與せり昨三十四年中此規則により給與貸與をなしたるもの左の如し

窮民救助			被災救助		
種別	人員	金額	種別	人員	金額
癡疾	三四	五五二. 五七八	夫食貸付料	四〇一二	一七五九二. 〇〇〇
老衰	七三	九六四. 九五六	種穀貸付料	一三九二	六八三二. 〇〇〇
疾病	四八	四五二. 五四二	小屋掛貸付料	九七〇	四八五. 〇〇〇
幼弱	三七	三二五. 八一三	農具貸付料	一二一	一一二六. 〇〇〇
計	一九一	二二九五. 八八九	炊出米給與	?	二四八五. 五五一
			計		二八五二〇. 五五一

(備考) 罹災救助は豫備金より支出せるものにて此外經常費より支出救助せるもの千五十五圓あり

又本道には貧窮患者施療規則(明治二十年五月廳令第五八號)ありて貧窮なる患者に施薬券を付與し醫療を受くへき病院又は開業醫を指示し之に於て治療を受けしむ

明治三十二年三月法律第二十七號北海道舊土人保護法の發布ありて「アイヌ」の農業に従事するものには一戸に付き一萬五千坪以内の土地を無代下付し其貧困なるものには農具種子を與へ又疾病に罹り自費治療する能はざる者に薬價を給し癡疾不具老衰幼少の自活する能はざるものを救助し又貧困なる子弟の就學するものに授業料を給與することゝなせり此法律により昨年中金品を給與せる額左の如し

種別	人口	金額
農具種子を給したる者	一一七	一五九三. 五五五
薬價を給したるもの	二七	二一八. 八二〇
癡疾不具老衰幼少者の救助	三九	三二六. 〇六八
授業料を給したるもの	六六	七二. 六〇〇
計	二四九	二二一一. 〇四三

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三號)により昨三十四年中取扱ひたるもの左の如し

種別	人員	金額
行旅病人	二〇八	一九四七八. 八六八
死亡人	一四九	二七八六. 五一〇

(注 7)

「野ネズミ 畑一面が真つ黒に」(名寄新聞社『なよろ百話』174-178 頁)は、野ネズミの被害を開拓者の聞き取りや日記を引用しながら記述している。

『なよろ百話』には、取材(聞き取り)を含めた記述があり、当時の生活や話題などを身近に知る貴重な史資料である。

(注 8)

① 「九月十四日初霜を見」の「九月十四日」という日付は、著書により相違がある。

その理由は、「初霜の早來も亦昨年の凶作を一層激甚ならしめ一因をなせしは蔽ふへからさる所なり 旭川 九月十四日(平年より十四日早し) 帯廣 九月十四日(平年より十二日早し) 網走 九月十五日(平年より十三日早し) 札幌 九月十九日(平年より六日早し) 函館 九月十九日(平年より十日早し) 釧路 十月五日(平年より七日早し)」による。

(『大正三年十一月 殖民広報 第八十一號』19 頁)

② 1920(大正 9)年 11 月に札幌で北海道産米百萬石祝賀会が開催されている。

北海道産米百萬石祝賀会発行の『北海道の米作』の「北海道の米作 一 總叙」は、北海道の稲作の起源を松前藩時代から書き出し、開拓時代を経て次のように記述している。

(前略) 北海道廳時代ニ移リ移民ノ増加ニ伴ヒ水田ノ業各地ニ起リ殊ニ本道ノ最寒地ヲ以テ目セラレタル上川地方ノ試作頗ル良好ニシテ世人ノ注意ヲ惹キ道廳モ亦明治二十六年稲作試験場ヲ設ケ斯業ノ有利ナルヲ確定セリ是ニ由リテ同三十年頃ヨリ大規模ノ灌溉溝開墾事業起リ同三十三年ニハ全道水田反別約一萬町歩収穫十二萬石ニ達セリ同三十五年土功組合法發 布セラレ組合組織ニヨリテ灌溉溝ヲ掘鑿スルモノ増加シ且多年ノ經驗ハ漸次耕作ノ熟練、稲種ノ改良ヲ爲シテ大ニ其業ヲ發達セシメ大正元年ニハ全道水田反別四萬五千餘町歩ト爲同二年ノ凶作モ斯業ノ發達ニ大ナル障害ヲ與ヘス殊ニ近來ノ需要益々多クシテ米價ノ昇騰スルニ從ヒ造田ノ業愈々盛ンニシテ上川、空知、其他各地方土功組合ノ組織大ニ増加シ大正八年ニハ全道作付反別七萬三千町歩トナリ、同九年ニハ八萬二千町歩其ノ収穫裕ニ百萬石ニ上ルノ盛況ヲ呈セリ(1-2 頁)

(注 9)

このとき以後の凶作救済では、「罹災者の救済に當り妄りに金品を給與するときは徒らに依頼心を助長し却て惰民を養成するが如き不結果を來すべき」という考え方が貫かれていく。その背景のひとつに農民の農作物への管理努力の有無への評価があり、また、繰り返される北海道庁長官による「農民、漁民への浪費の告諭」があったと推察する。

「大正二年の作況」

昨大正二年の凶歉は本道稀有の事にして各地方農民の困窮せしものあるもそれは主として夏作物を栽培したるものはなほ平年作を得て世人の豫想するか如き困窮の状に陥りたるものあらず殊に農家唯一の食糧なる麥作は良好にして裸麥の如き平年より増収せしもの等に見るも明なり又秋作物殊に米作に於て氣候不順の時に適せる防禦方法を講じ珠に灌水及風防の設備等の注意周到なる農家は相當なる収穫を擧げたるものあり(中略)。

気候不順に處する周到なる監理を爲すに於ては決して凶作を來すものにあらざるとを證明せり(中略)。最も甚しき打撃を被りしは水稻を第一とし大豆、小豆、玉葱黍、並に蕎麥等主として秋収の農作物なり是等は本道を平均して六厘及至三分の作に過ぎず而して之に次くは茶豆、豌豆、蕒薯等の五分乃至七分作なるか(後略)。(『大正三年十一月 殖民広報 第八十一號』18-23頁)

(注 10)

東北九州災害救済会より寄贈を受けた金品の配布

支廳名	現金配当額		寄付物品配当 (個)				
	第 1 回	第 2 回	第 1 種	第 2・3 種	第 4 種	神功湯	雑品
札幌	3 円 128	5 円 795	666	2, 203	133	30	—
函館	1. 654	3. 040	358	1, 155	56	16	—
檜山	2. 175	3. 990	466	1, 485	77	20	1
後志	3. 462	6. 365	732	2, 416	146	33	—
空知	11. 921	22. 135	2, 505	8, 752	843	113	—
上川	8. 516	15. 675	1, 796	5, 669	249	81	—
増毛	2. 292	4. 180	492	1, 423	37	22	—
宗谷	—	2. 755	36	8	—	50	3
網走	2. 620	4. 750	557	1, 774	82	25	—
室蘭	3. 828	7. 030	809	2, 718	177	37	—
浦河	3. 648	6. 745	771	2, 603	184	35	—
河西	5. 977	11. 115	1, 255	4, 273	302	57	—
釧路	0. 779	1. 425	170	570	33	8	—
計	50. 000	95. 000	10, 614	35, 048	2, 319	527	4

第 1 種は米麦その他の穀類。第 2 種は腐敗しない食料品。第 3 種は被服類。

第 4 種は学用品。神功湯は薬品。

義捐金の配当第一回は 2 月 2 日、第 2 回は 4 月 16 日。

寄贈品の配当は 2 月 10 日に始まり 7 月 9 日に終わり、その回数は 16 回である。

(『大正三年五月 殖民広報 第七十八號』74-75 頁)

救済の初回よりの救済金品の配布額は、「北海道凶作救済會よりのものは現金五萬一千八百三十一圓餘、食料品其他六千六百二十圓餘計五萬八千四百五十二圓餘にして東北九州災害救済會よりのものは現金十四萬五千圓、食料被服學用品其他四萬八千五百十二個」であった。

(『大正三年十一月 殖民広報 第八十一號』54-55 頁)

北海道罹災救助基金法制定以前の罹災救助基金法は、1899 (明治 32) 年に制定され、それは、1880 (明治 13) 年の備荒儲蓄法の延長線上にあった。

備荒儲蓄法は、20 年間の時限立法として政府が 10 年間毎年 120 万円を支出し、うち 4 分の 3 を府県の地租額に応じて分け、それを財源にして 30 日以内の食料の供与や農具・種も

み代一戸 20 円以内という救助を行うことを目的とした。しかし、濃尾地震（1891 年）や三陸地震津波（1896 年）のほか、各地で多発する洪水被害などへの支出により政府の貯蓄の不足を招き、これらの事態を背景として罹災救助基金法が制定された。

各府県は罹災救助基金法に基づき 50 万円（北海道は「北海道罹災救助基金法」により 100 万円。沖縄は 20 万円。）を最少額とした基金を貯蓄し、(1)避難所費、(2)食料費、(3)被服費、(4)治療費、(5)小屋掛費、(6)就業費、(7)学用品費、(8)運搬用具費、(9)人夫賃を原則現物支給し、支給基準は地方ごとに規定した。

一方、北海道では、1869（明治 2）年開拓使創設に際して常平倉の制度に倣い米穀を準備米として道内各地に配置した。準備米は、1882（明治 15）年の開拓使廃止にともない函館県、札幌県、根室県に配布され、三県は、それぞれに準備米取扱序序を制定し、管内各地に分置し、米価沸騰、罹災等の場合に払い下げを行った。1886（明治 19）年に北海道庁が設置されると同庁はそれを基金（勸業委託金）とし、更にこれを各区町村に配布した。

1890（明治 23）年には町村備荒基本金保存手続を制定し、運用し、1905（明治 38）年 10 月 20 日庁令第 84 号の「区町村基本財産に関する規定」によって手続は廃止され、同時に備荒基本金は、区町村基本財産に繰り入れられた。（『北海道凶荒災害誌』55-58 頁）

(注 11)

就学率=登校(出席)率が同一でないことに留意が必要であろう。

大正 2 年 4 月 1 日から大正 3 年 3 月 31 日における北海道の学事をまとめた『第貳拾五回北海道廳統計書 第參卷 (學事之部)』27、31 頁)によれば、「區町村立小學校児童合計 253,363」であり、「區町村立小學校日々出席児童平均數合計 236,409.96」、「區町村立小學校日々缺席児童平均數合計 20,166.52」である。

北海道の小学教育概要

年 度	就 学			不 就 学			合 計
	男	女	計	男	女	計	
大正 2 年	140,863	115,871	256,734	1,549	2,273	3,822	260,556
大正元年	136,628	111,722	248,350	1,474	2,278	3,753	252,102
明治 44 年	132,048	108,121	240,169	1,623	2,559	4,182	244,351
明治 43 年	134,574	107,701	242,275	1,586	2,592	4,160	246,435

不就学児童の事由

年 度	就学猶予			就学免除				合 計
	疾病	貧窮	計	疾病	貧窮	その他	計	
大正 2 年	715	1,966	2,681	351	60	359	770	3,451
大正元年	1,085	1,630	2,715	337	45	138	520	3,235

「大正 2 年度の備考」に「年度内処分未了のもの猶予の部において 236 人、免除の部において 135 人あり」の補足がある。

小学校教育の普及によって学童の家庭が貧困であるか否かが明白化するのには北海道に限ったことではない。また、家庭の貧困と学童の不就学が表面化する時期には、地域格差がみられる。しかし、男児に比べ女児の不就学率が高いことは共通しているといえる。

「救済対象としての児童は、はじめは、棄児や孤児として姿をあらわした。そして小学校の整備と就学率の向上に伴い、貧しいがゆえに学ぶことができない未就学児童として顕在化することになった。小学教育の推進と浸透が学童を含めた貧困家庭対策の必要性を明らかにしたのである。」(田中利宗・田中康子編著者「青森県内の社会事業の歴史を学ぶための年表 - 1869(明治2)年~1940(昭和15)年 -」)

(注 12)

すべての生活困窮者に「生活の資を得せしむる」が如何に困難であるかの一例を引用する。

盗難被害ノ概況

本年中(大正2年:筆者挿入)ニ於ケル盗難被害ノ件數ハ一万六千二百六十四件ニシテ前年ニ比シ二千九百五十八件ノ増加ナリ之レ犯罪概況ニ述フル所ト其原因同シク同年ハ漁業ニアリテハ不漁農家ハ不作ニシテ社會經濟狀態ニ不振ヲ來シタル結果偶發的犯罪ノ多キニ依ルモノノ如シ (『第貳拾五回 北海道廳統計書 第四卷 (警察及衛生)』)

(注 13)

「本道工夫鑛の状態一班」等の調査報告により炭鉱労働者の労働環境、家族の生活、子どもの教育問題等が指摘される。(『明治四十四年七月 殖民広報 第三十七號』46-48頁)

(注 14)

北海道『昭和31年 北海道冷害誌』の「余録 第三 本道冷害凶作史概観」は、それまでの救済対策を次のように整理している。(608-609頁)

凶作の発現と共にこれに対する対策が行われたのであるが、応急対策としては次の如き食料の給与とか巡回医療とか、義捐金配布というようなことと、再生産のための種子の給与、肥料の資金の貸与等が講ぜられた。

- 一 応急救護 炊出、食品の給与、学童給食、食費の給与、食糧加工材料給与、栄養等実施指導、衣住(燃料を含む)材料の給与、医療及び薬品供給等
- 二 所得援助 租税減免、労務提供等
- 三 再生産援助 種子給与、種子購入資金給与及び貸与、肥料給与及び購入資金給与及び貸与、副業及び畜産の奨励援助等
- 四 指導援助 冷害克服運動、農業合理化運動、経済更生運動、備荒貯蓄等
- 五 諸団体援助 町村、農業団休、協同組合援助及び資金貸与

(注 15)

北海道での宗教家による貧困者救済等は、函館、小樽、札幌を主として古い歴史をもつ。しかしその活動は、宗教家個々の、それも地域が限定されたものであった。

それに対して、北海道基督教徒凶作救済会による救済は、計画的・集团的・広範的要素を含んだ活動であり、それ以後の宗教団による救済の発端であったともいえる。

1931（昭和6）年の凶作時には、次の救済活動がある。（『北海道凶荒災害誌』272頁）

東本願寺凶作地慰問巡回

昨年来の本道大凶作の影響は、爾来日を迫うて益々深刻化し、遂に要救済町村二百三十、其の戸數實に五萬戸に及び、襲ひ來る寒氣と共に被害農家は實に悲惨なる窮乏と飢餓に遭遇し、その惨状言語に絶し、これが救済は一日も忽にすべからざるを以て、東本願寺北海教務所長大照徳順氏は、新春早々上京、本願寺當局へ陳情し交渉の結果、東本願寺凶作慰問金參千回也を下附された。依而、北海教務所長は、一月二十五日緊急教區參與會を招集し、決議を以て東本願寺北海道教區より尚金貳千圓也の追加慰問金の支出を決定し、左の如き計畫のもとに大々の慰問巡回を行ふ事になつた。

記

- 一、慰問金計五千圓也は全道二百三十町村に對し、各々要救済戸數の多少に應じ適宜配分の上町村長を通じてこれを贈與す。
 - 一、慰問巡回班九班を組織し、二月五日一齊に出動せしむ。
一班平均十二、三日にて終了の豫定（參與委員、婦人會理事等主として之に當る）
 - 一、慰問巡回先は、各支廳所在地並に被害甚大の町村を主として、その總數七十餘町村に及ぶ。
 - 一、パンフレット「災害に處する道」四萬部を被害地住民に適宜配布す。
 - 一、各班に慰問布教使を専屬せしめ、適當の箇所にて慰問講演を開演せしむ。
 - 一、慰問し能はざる町村に對しては、慰問金に慰問狀を添へて各町村長宛これを送達す。
 - 一、慰問使の名稱は「東本願寺慰問使」と稱せしむ。
 - 一、慰問使は旅費、雜費等自辨を以て奉仕す。
 - 一、外に江差、根室方面は慰問別動班を編成せしめ、その地東本願寺別院輪番をしてその主班たらしむ。即ち慰問班計九班なり。
- かくて、この計畫一度發表されるや、全宗教界は今回の北海道教區の英斷を注目し、直に各宗教新聞紙上に報道されて、全教界に對する一大衝動となれり。

1932（昭和7）年の水害凶作では、一層、各種団体の連携、協力による救済が展開される。

連日に互る豪雨の爲め住宅の内外濕潤に過ぎ、衣食亦乾濕宜しきを得ず、保健上憂慮すべき時に當り、河川溝渠の濁流汚水と共に宅地に侵入するあり、家屋に横溢するあり、或は床上を冒し、厩舎を襲ひたるを以て北海道長官廳は檄を日本赤十字社北海道支部、恩賜財團濟生會に飛ばして來援を求め第二次の災厄克服を依囑し「（日本赤十字社北海道支部は）自ら診療班の主體となり、九月十四日より十日間に亙り各自性能を發揮し寢食を忘れて醫療回診に奔走し（後略）（『北海道凶荒災害誌』1177-1187頁）

この他にも済生会救療所のもとで北海道医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、衛生組合、男女青年団、部落会、方面委員、警察官、町村官吏が連携をもって救療事業にあたり、また、各町村の消防組員等が主体となって青年団、在郷軍人団の応援を得て、配給品等の輸送にそれぞれ最大の労力奉仕をしたとされる。さらに、凶作、水害の連続で窮乏する村内での「貸し合い、借り合い」、救済工事への全村あげでの取り組みなどが行われている。

(注 16)

大正 2 年の産米収穫高は、38,556 石、569,561 円。大正 3 年は 642,374 石、7,299,002 円。

(注 17)

北海道庁長官による道民に対する告諭は、北海道庁設置以来度々出されている。

「治産上勤儉に関する告諭」（『大正五年十一月 殖民広報 第九十三號』1-2 頁）、

「營農者に對する告諭」（『大正六年一月 殖民広報 第九十四號』112-114 頁）

これらは、農作物・海産物の豊漁と大戦の影響による好景気による「奢侈荒怠」「浪費」を戒め、「凶作不漁は、其の何の時何の地に起るへきやは豫期する能はさるものなり故に平素意を用ゐて須らく之に備へさるへかさるなり」を主意とした。

(注 18)

北海道愛国婦人会北海道支部は、1902（明治 35）年に奥村五百子の来道を機に設立された。「愛国婦人会北海道支部沿革概要」（『明治四十一年三月 殖民広報 第四十一四號』61-62 頁）（三井光三郎『愛国婦人会史』231-232 頁）

特に戦争による傷病兵とその家族の支援にあたったが、次のような活動も展開した。

未曾有の大凶作に襲はれた北海道の農村では、副業の奨励並に代用食の補給等に依つて辛うじて生活を維持して来たものゝ、すでに食用し得るものは勿論、蕨の根や蕈屑の果てまで食ひ盡してしまつた今となつては、遂に非常手段に訴へ僅な金に換へて彼等の娘達を酌婦或は醜業婦に賣る始末であつた。此の悲惨な事實を目撃した愛国婦人会では婦女子身賣防止の旗幟の下にその活動を開始したのであるが昭和七年二月二十六日北海タイムス紙はその活動状況を次の如く報道してゐる。

即ち、愛国婦人会では人道上の問題としてその救済方法を考究中であつたが、先頃具體案が決定したので、災厄の渦中にある北海道、青森、秋田、岩手等の各支部と聯絡をとり早速實行にとりかゝることゝなつた。

救済方法としては十四、五歳から二十才前後までの子女一名について家庭の事情に應じて五十圓から二百圓まで平均して金百圓を父兄又は保護者に貸付け、これに依つて哀れな子女を賣られ行く地獄の惨めさから救ひ出して適當の職業に就かせ、貸與金は就職したる女が働いて得たる月給或は俸給の中から無利子で月賦若くは年賦を以て返納させるといふのである。

貧困の子女の中には小學校さへ出で居ないものが多數ある見込なので、それ等のものに對しては右支部で、せめて女中派出婦として一人前に働けるだけの教養をさせた上で就職させる筈

で、各縣支部で捌けない救済子女は東京の愛國婦人館や隣保館に收容し派出婦として一般の雇入申込に應ずることとなつてゐる。

救済資金壹万三千圓餘は準備してあるが、足りない場合は更に追加しても徹底的に憐れな女子を救済してゆく筈である。(『北海道凶荒災害誌』274-275頁)

(注 19)

「家族制度」「日本の家族主義」「家父長制度」さらには「経営家族主義」、戦後にあつては「核家族」、そして近年の「家庭」にいたるまで「家族・家庭」をめぐる概念や政策にかかわる研究と議論は尽きたことがない。

その追究継続の中にあつて「児童」は「子ども」として認識し表現されるようになった。そして、「子どもに関する研究と教育」は、「実証主義に基づく実践」であることが重要とされ、「児童の権利に関する条約」への批准は、「子どもの権利」を前面に出すことになった。

「虐待か躰か」の現実問題への対応は、「公助」に位置する警察等の支援により基盤を強固にし、「家庭か施設か」は、「親権」の問題を含め、行政と司法に委ねられることになった。

福祉を学び研究する者が認めなければならないのは、現在においても学校教育が子ども自身に貧しさを認識させ、貧しさはその子どもに、子どもとしての成長と発達を阻害する生活・労働環境を与え続けているという事実である。

これらの課題解決に「共生」としての「互助」に根づく地域創りが重要と考えるのは、考察者のみであろうか。

(注 20)

「東日本大震災」や『北海道凶荒災害誌』は、その災害者救済と復興・再建の経過において多くのことを教える。

なかでも被災直後の生活の場(空間)を同じくする者同士の助け合いは、その人々が持つ生命観や共同観を含め、時代や時間を超えても語り継がなければならない。

また救済・救援活動の実際では、栄養・食物への知識と技術が食の確保と提供に貢献し、看護・保健の知識と技術が救療と感染・疾病予防に不可欠であり、福祉の知識・技術が救貧と防貧支援の基本となり、それらが連携して人と制度によって提供される保健・医療・食物・福祉こそが生命の維持と生活の継続・再建に不可欠であることを実証された。

今後は、これらの専門職が連携を基本としながら、チームとして活動、支援する組織・体制の確立・整備が重要になるのであろう。

同時に「他者との相互関係のなかで営まれる生活こそが普通であり、それが人間としての幸福である」の土台としての「公助・共助・自助」に「社助・業助」とも言うべき、会社・企業が果たす社会的貢献、製品・商品への付加価値としての見守り等の活動を加えた地域生活福祉理論の構築と実践が大切であるように思えてならない。